

## 備後圏域観光振興施策構築支援業務委託仕様書

### 1 目的

備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市）では、2020年（令和2年）に85.2万人であった人口が2040年（令和22年）には69.4万人にまで減少することが予想されており、労働力人口や担い手・支え手人口の減少による経済・地域の衰退が懸念されている。

こうした状況の中、備後圏域では、福山市を連携中枢都市とする備後圏域が、各地域の独自性や個性を生かす中で、一体的に発展していくための新たな成長戦略として、第3期びんご圏域ビジョンを策定し、地域経済の活性化、都市機能や住民サービスの充実に産学官民で連携・役割分担しながら取り組んでいる。

同ビジョンでは、観光分野における方向性として、「市町の魅力を生かした広域観光等の推進」及び「インバウンド観光の推進」を掲げており、各市町の特性を生かしながら主要観光地や地域資源を結び付け、一つの観光地にとどまらない圏域内での広域観光を推進するとともに、外国人観光客の受け入れ態勢を充実させるなど、戦略的な観光振興に取り組むこととしている。

これらを踏まえ、備後圏域の市町や観光協会等が備後圏域の観光振興を推進するため、効果的な施策の企画立案に向けたデータを活用した施策構築を実施するための支援を本業務の目的とする。

### 2 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）1月31日まで

### 3 履行場所

本市が指定する場所

### 4 業務内容

#### (1) 観光振興に係るデータの整理

施策構築に向けたデータを整理する。

#### (2) 職員研修の企画・実施

(1)で整理されたデータを活用し、施策構築のためのワークショップ研修を企画・実施する。

○実施時期 2025年（令和7年）9月下旬～10月上旬

○会場 本市が指定する場所

- 対 象 備後圏域各市町の企画部門・観光部門の職員、観光協会等の職員、圏域内に本店又は支店等を有する旅行代理店の社員 20人程度
- 実施回数 4.5時間程度、1回
- 内 容
  - ・受注者が保有するデータを用い、データ利活用に関する基礎知識や分析手法のレクチャーを行うこと。
  - ・研修参加者を複数のグループに分け、データを活用したターゲットの分析や、ペルソナ作成、観光誘客を行うためのテーマ及び観光コンテンツの選定を行うこと。
  - ・本ワークショップ研修において使用するデータについては、研修の目的達成のためにのみ使用し、他の目的では使用しないこととする。
  - ・全体の進行役（コーディネーター）を最低1人配置すること。
  - ・グループワークにおけるグループの人数は5人程度とすること。また、各グループに最低1人のファシリテーターを配置すること。
- アンケート 参加者に対するアンケートを作成し、実施すること。（属性、満足度、参加のきっかけ など）

### (3) 報告書の作成

実施内容結果についての報告書を作成する。

### (4) その他

- ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。
- イ 業務の実施に必要な経費（旅費、郵便料、消耗品費、資料作成費等を含む。）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議・検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。
- エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請・届出は受注者が行うこと。

## 5 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。

- ア 備後圏域観光振興施策構築支援業務に関する打合せ、調査、協議、検討資料
- イ 備後圏域観光振興施策構築支援業務実施内容報告書（A4判縦）
  - ※パンフレットのようにデザインレイアウトを施したものではない。
- ウ その他発注者が指示するもの
- エ 上記ア～ウの電子データ

- (2) 成果品の納入先は福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室とする。
- (3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議のうえ決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。ただし、共同研究、共同活動による制作物は制作者に帰属する。

## 6 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時など、発注者の判断により、ワークショップの一部または全部を実施しないこともある。その際は、双方協議のうえ支払額を決定するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議し実施すること。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (7) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。